

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室保健体育課長
教職員室福利課長

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について（通知）

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

については、趣旨を理解のうえ、貴校教職員に周知するとともに、医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、適切に対応願います。

なお、本件に係り、令和4年7月27日付け教高第2469号「府立学校における今後の教育活動等について（通知）」に変更はないこと、及び、同通知における、別紙「6 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について（2）中学校及び高等学校について① 基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食を共にした者等への対応について」に該当する者の、出席停止期間に係る対応についても、本件同様に、「陰性証明」の提出や、保健所等への確認は不要であることを申し添えます。

【文部科学省事務連絡まとめ】

- ① 7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」及び「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定。
- ② 上記決定を受け、7月30日に以下の文書の一部改正が行われた。
 - ・「**B.1.1.529** 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（別添1）
 - ・「オミクロン株の**BA.5** 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（別添2）

≪①及び②を踏まえた、教職員及び児童生徒等に感染が確認された場合の対応にかかる配慮及び留意点≫

1. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

- ・ 感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はない。
- ・ 教職員や児童生徒等が感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ない。

2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・ 濃厚接触者の待機期間が最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とされた。
- ・ 2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除が可能。

※ これらのいずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をお願いする。

【連絡先】 教育振興室 保健体育課 保健・給食 G 大更（おおふけ） TEL：06-6944-9365（直通）
教職員室 福利課 健康・福祉 G 熊谷・小倉 TEL：06-6941-2865（直通）